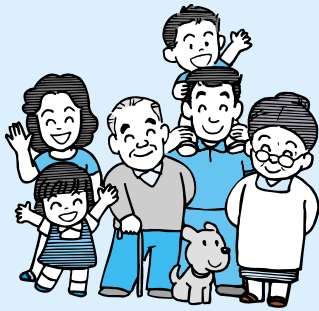


## 合併協議会会議

	日時	場所
第5回	11/26(水) 午後2時から	白岡町役場1階 大会議室
第6回	12/24(水) 午後2時から	菖蒲町役場4階 第1集会室
第7回	平成16年1/28(水) 午後2時から	蓮田市役所3階 会議室

## まちづくり会議

	日時	場所
第3回	11/8(土) 午後2時から	菖蒲町あやめ会館 2階集会室
第4回	11/29(土) 午後2時から	蓮田市役所3階 会議室
第5回	12/13(土) 午後2時から	白岡町役場1階 大会議室



- \*会議は傍聴することができます。
- \*いずれの会議も傍聴者の定員は50名です。会議開催時刻の15分前に傍聴希望者が定員を超える場合は、くじ引きにより決めさせていただきますのでご了承ください。
- \*会議の内容や結果などについては、「合併協議会だより」、「合併協議会ホームページ」(<http://hss-gappeikyo.city.hasuda.saitama.jp>)でお知らせしていきます。

問合せ先 蓮田市・白岡町・菖蒲町合併協議会事務局(白岡町役場内) ☎(92)7071  
合併推進課 内線382

# 平成16年1月1日から届出が必要です

## 大規模基準適用区域の拡大のお知らせ

大規模建築物の景観の向上を図るため、埼玉県景観条例に基づき、大規模行為景観形成基準が適用される区域(大規模基準適用区域)が既に指定されています。

このたび、新たな適用区域が10月3日に埼玉県知事から指定されました。

なお、この区域内で大規模行為をする者(建築主等)は、平成16年1月1日から届出が必要となります。

届出が必要となる大規模行為  
高さ15メートルを超え、又は  
建築面積1000平方メートルを超える建築物の新築等  
高さ15メートルを超える工作物の新築等

届出が必要となる区域  
今回指定となった区域  
大字小久喜字向原、大字千駄野字加美の各一部  
すでに指定されている区域  
大字小久喜字向原、大字小久喜字相野谷、大字小久喜字中村、大字白岡、大字野牛、大字高岩、新白岡の各一部及び西1丁目〜10丁目の全域

の全域



■すでに指定されている区域

届出先 役場都市計画課開発指導係

「大規模行為景観形成基準」の概要

外壁の色は落ち着いたものであること。

屋外階段の外形は、建築物本体と調和するものであること。

ペランダの構造は、洗濯物等が道路から直接見えにくいものであること。

屋上設備(給水設備等)は、外部から直接見えにくいようルーバー等で囲われていること。

工作物の色彩は、落ち着いたものであること。



■新たに適用区域と指定され届出が必要となる区域

敷地内の植栽は、建築物等の景観形成に配慮されたものであること。

問合せ先 都市計画課開発指導係  
内線235

# 浄化槽(合併処理)への転換を

浄化槽には、トイレの汚水だけを処理する単独処理浄化槽と、風呂や台所の排水などすべての生活排水を処理できる浄化槽(合併処理)があります。単独処理浄化槽を設置しているお宅では、生活雑排水が処理されないまま流出されるため、河川の水質汚濁の主な原因となっています。

万一これらを怠ると微生物は死滅してしまい、その機能を果たせなくなってしまうことから、浄化槽の適正な維持管理に努めていただくようお願いいたします。

1 保守点検：浄化槽の点検、調整、修理の作業です。浄化槽の種類によって3〜4か月に1回以上の点検が必要です。

このため、平成13年4月から単独処理浄化槽の新規設置は認められなくなり、また、既に設置してある単独処理浄化槽につきましても浄化槽(合併処理)への転換が求められています。

2 清掃：浄化槽内に生じた汚泥等の引き抜きや機器類の洗浄、調整をする作業です。年1回(全ばつ気式は6か月に1回)以上実施しなければなりません。

美しく澄んだふるさとの川の流れを取り戻すためにも浄化槽(合併処理)への転換に努めていただくようお願いいたします。

3 定期検査：毎年1回、保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかどうかを確認する法律で義務付けられた検査です。

## 浄化槽はお元氣ですか

### 浄化槽設置に補助金を交付します

最近、町に寄せられる苦情の中には、浄化槽の適正な管理がされず、汚物が完全に処理されないまま道路側溝などに放流されている例があります。浄化槽を設置したからといって安心ではありません。浄化槽は微生物の働きで汚水をきれいな水にして放流する、いわば生きた排水処理施設ですので、正しい使用と健康管理(1 保守点検・2 清掃)、健康診断(3 定期検査)が必要です。

町では、補助対象区域内での浄化槽の設置費及び単独処理浄化槽から浄化槽へ転換する場合の単独処理浄化槽の処分費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、その普及に努めています。詳細については、生活環境課までご相談ください。

問合せ先 生活環境課環境衛生係

内線153



# ダイオキシン削減のために

ダイオキシン発生のしくみや健康への影響については、まだ十分に解明されていませんが、発生量全体の約9割が廃棄物焼却によるものです。そして、その半分は家庭から排出されるごみの焼却によるものなのです。

## 家庭用焼却炉も規制対象です

昨年12月から焼却炉の基準が厳しくなりました。家庭用のごみ焼却炉や事業所の家用小型焼却炉のほとんどは、

燃焼温度が十分に上がらないなど不完全燃焼を起こしやすく、ダイオキシンを多く発生させてしまいます。そこで、これまで家庭や事業所で使用されてきた、燃焼温度を800度以上に保つバーナーや温度計などのない小型焼却炉は使用禁止となりました。もちろん、庭先などで焼却炉を使わないごみ焼却や、ドラム缶などでの焼却もできません。

## ごみはルールを守って

### 出しましょう

ダイオキシンを減らすためには、まずはごみを減らすことが必要です。「必要なものを買わずに、必要なものを長く使う」「使い捨て商品は買わない」「長くたいせつにものを使

つ」、更に日ごの生活を見直してごみの分別やリサイクルを徹底するなど、一人ひとりが行動することがたいせつです。

そして、家庭や事業所でのごみ焼却をやめ、町のごみ回収のルールをきちんと守って適正な焼却施設などで処理するようにしましょう。

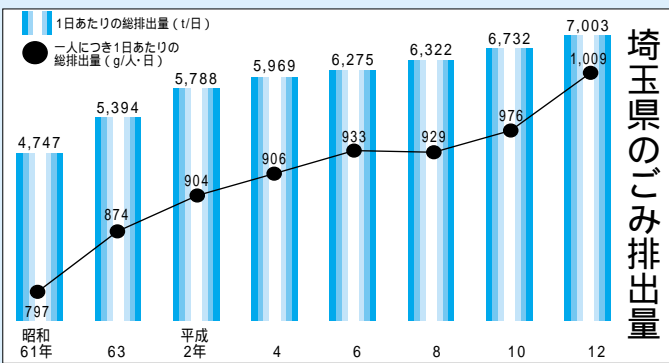
ダイオキシン削減のためには、皆さんの協力が不可欠です。

問合せ先

埼玉県環境防災部 化学保安課

〒048(830)2986

生活環境課 内線154



## 環境大気中のダイオキシン類測定結果

7月31日から8月7日にかけて、大気中のダイオキシン類の測定調査を実施したので、その結果をお知らせします。

町内3地点での測定結果は、いずれも人の健康を保つ上で維持されることが望ましい基準(環境基準)大気中のダイオキシン類濃度を下回っています。

問合せ先

生活環境課環境衛生係 内線154

測定場所	ダイオキシン類濃度	大気環境基準
大山小学校	0.077	0.60以下
西小学校	0.11	
菁莪小学校	0.094	

単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>

